

横浜市教育委員会
定例会会議録

- 1 日 時 令和4年5月12日（木）午前10時00分
- 2 場 所 市庁舎 18階共用会議室（みなと6・7）
- 3 出席者 鯉淵教育長 中上委員 森委員 四王天委員 大塚委員 木村委員
- 4 欠席者 なし
- 5 議事日程 別紙のとおり
- 6 議事次第 別紙のとおり

教 育 委 員 会 定 例 会 議 事 日 程

令和4年5月12日（木）午前10時00分

1 会議録の承認

2 一般報告・その他報告事項

「山内中学校」「神奈川図書館」の文部科学大臣表彰の受賞について

「横浜市立学校 教職員の働き方改革プラン」令和3年度の取組状況について
ウクライナへの支援について

3 審議案件

教委第6号議案 横浜市立小学校、横浜市立中学校及び横浜市立義務教育学校の
通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則の一部改正
について

教委第7号議案 令和4年度横浜市教科書採択の基本方針の策定について

教委第8号議案 横浜市教科書取扱審議会への諮問について

教委第9号議案 横浜市教科書取扱審議会委員の任命について

教委第10号議案 第18期横浜市文化財保護審議会委員の任命について

4 その他

[開会時刻：午前10時00分]

鯉渕教育長

それでは、ただいまから、教育委員会定例会を開会いたします。

初めに、会議録の承認を行います。4月7日の会議録の署名者は中上委員と森委員です。会議録につきましては、既にお手元に送付してございますが、字句の訂正を除き、承認してよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

鯉渕教育長

それでは、承認いたします。字句の訂正がございましたら、後ほど事務局までお伝えください。

なお、4月22日の教育委員会臨時会の会議録につきましては、準備中のため、次回以降に承認することといたします。

次に、議事日程に従い、教育次長から一般報告を行います。

木村教育次長

【一般報告】

1 市会関係

教育次長の木村です。それでは、報告いたします。

まず、市会関係ですが、前回の教育委員会臨時会から本日までの報告はございません。

2 市教委関係

(1) 主な会議等

(2) 報告事項

- 「山内中学校」「神奈川図書館」の文部科学大臣表彰の受賞について
- 「横浜市立学校 教職員の働き方改革プラン」令和3年度の取組状況について
- ウクライナへの支援について

次に、教育委員会関係の主な会議等ですが、こちらも前回の教育委員会臨時会から本日までの間の報告はございません。

次に、報告事項として、この後、所管課から3点報告をさせていただきます。まず、1点目ですが、「『山内中学校』『神奈川図書館』の文部科学大臣表彰の受賞について」、2点目、「『横浜市立学校 教職員の働き方改革プラン』令和3年度の取組状況について」、3点目ですが、「ウクライナへの支援について」、報告をさせていただきます。私からの報告は以上です。

鯉渕教育長

報告が終了いたしました。何か御意見・御質問等ございますか。

特になければ、「『山内中学校』『神奈川図書館』の文部科学大臣表彰の受賞について」、所管課から御報告いたします。

鈴木生涯学習
担当部長

「『山内中学校』『神奈川県図書館』の文部科学大臣表彰の受賞について」御報告いたします。本日は山内中学校の石崎校長と神奈川県図書館の小室館長にもお越しいただいております。後ほど御報告させていただきますが、その前に概要について生涯学習文化財課長より報告させていただきます。

宮田生涯学習
文化財課長

生涯学習文化財課長の宮田です。よろしくお願いいたします。御手元の資料を御覧ください。文部科学省では平成14年度から、子供の読書活動の一層の推進に資するため、特色のある優れた実践を行っている学校・図書館・団体又は個人に対し、大臣表彰を行っております。「令和4年度子供の読書活動優秀実践校・図書館」として、横浜市では青葉区の山内中学校、神奈川区の神奈川県図書館が表彰されました。

なお、今年度の被表彰対象者数でございますが、全国では220件ございまして、そのうち神奈川県は5件でございます。そのうちの2件が横浜市でございました。本市はこの文部科学大臣表彰を平成26年度から9年連続で受賞しております。

また資料にお戻りいただきまして、表彰式でございますが、既に4月23日に東京都の国立オリンピック記念青少年総合センターで行われております。

それでは、表彰校、図書館の活動につきましては、受賞された皆様からの報告をお願いいたします。

石崎山内中学
校長

山内中学校長の石崎です。よろしくお願いいたします。今回は文部科学大臣表彰を受賞させていただきまして、誠にありがとうございます。本校の取組について、この後お話しさせていただきます。お願いします。

記者発表資料のあとの資料、本校の学校だより抜粋があります。本来は4ページでしたが、3ページ分、抜粋して載せさせていただいております。まず、記者発表資料の次の資料につきましては、当日の様子などについて書かせていただきました。

その次のページになりますが、本校の主な取組です。まず、朝読書というのをしております。朝読書につきましては、何校かの中学校が行っておりますが、10分間、8時35分からやっております。生徒に聞きますと、この時間は一日の中で一番落ち着ける時間、みんなが整然としてこれから授業に向かうぞという気持ち、心構えができるような時間であると聞いております。校内を回っても本当に静かに活動しております。

その10分間の中で、月に1回ずつ各クラスを学校司書が回りまして、中学生にふさわしそうな、良さそうな本を紹介させていただいております。内容的にすごく分かりやすい説明で、私が聞いていても、なるほど、読んでみたいなと思うようなブックトークというものをしております。

地域の保護者の方も15年ほど来ていただいております。読み聞かせの会という形で行っております。保護者の方や、以前読み聞かせをしていただいた方に文書を出しまして、参加していただだけませんかという案内もさせてもらっています。その中で読み聞かせをしております。地域の方若しくは保護者の方がすごく丁寧にお話しただけですので、みんな整然と聞かせてもらっている状態です。聞くだけではなくて、図書委員等が続いて本の内容を短い文で紹介、読み聞かせをさせていただいております。

ここに入っています④以降は、地域図書館との連携です。ティーンズ展示コーナーというのを設けていただきまして、山内中学校のコーナーがあります。なお、このページの次に写真が入っております。ブックトーク、ティーンズ展示

コーナー等々が進んでいく形になります。

それから、地域との連携で、作家の方や専門家の方に本に関する話や御自分の書いた本について来校して話をさせていただき、子供たちが感想を言うなどという形を取らせていただいております。

これで最後になりますが、「こんな本が中学生に良いですよ」という教職員の推薦コーナーがありまして、そこで「この本はどうですか」ということで展示しています。写真にもありますとおり、教職員のおすすめ本コーナーが入っております。一昨年、私は『ツナグ』という本について紹介をさせていただいております。毎年必ず教職員が一人1冊紹介して、それを展示している状態にしています。

このほかにもいろいろなビデオを撮って本の紹介などを昼休みに行っています。主立ったところはそういう形で取り組んでおります。以上です。よろしくお願いいたします。

小室神奈川図
書館長

神奈川図書館長の小室です。どうぞよろしくお願いいたします。本日は御説明の機会を頂きありがとうございます。それでは、神奈川図書館の子供読書活動の支援に関して御説明をさせていただきます。

神奈川図書館では、「横浜市民読書活動推進計画」、そして「神奈川区読書活動推進目標」の下に、子供が読書に親しむ機会の拡大、読書活動の担い手の増加、この二つを柱に活動を進めております。

具体的な活動でございますが、まず、神奈川図書館が直営で行う事業で、こちらの資料にはございませんが、司書が行う0歳から2歳くらいまでの乳幼児を対象とした親子向けのお話会、それ以上の一人でお話が聞ける子供向けのお話会、それぞれ月に1回開催しております。

また、夏休み前などに子供たちに向けたお勧め本の展示紹介、あるいは、規模はもう少し小さくなりますが時期に応じた紹介、そのほか、読み聞かせ活動を行う方々に向けた読み聞かせに向く本の展示紹介、また、読み聞かせボランティア養成のための講座などを行っております。図書館で行ったボランティア養成講座を修了された方が、現在では土曜日のお話会を開催してくれております。

次に、ボランティア団体や他の団体との連携事業ですが、こちらの資料にありますとおり、当館の特徴的な取組と考えております。まず、読書活動団体「かなぶっく」との連携ですけれども、乳幼児とその保護者を対象に、わらべ歌の紹介や読み聞かせを行う「ブックスタート」事業を神奈川区内の各所で実施しております。この「かなぶっく」という団体ですが、神奈川区内で読み聞かせを行う団体の有志で構成されておまして、平成27年に神奈川図書館が開催した読み聞かせボランティア交流会から発展して誕生いたしました。神奈川図書館と神奈川区の地域子育て支援拠点「かなーちえ」がその活動を支援しておまして、主な活動の舞台はこの「かなーちえ」、そして、地域ケアプラザに出向いて、ブックスタート事業を神奈川区内各所で実施しております。

図書館司書の関わりですけれども、実際にこの活動に参加しながらわらべ歌や絵本の読み聞かせの実演、また、絵本の選び方などのミニ講座を行っております。次の、地域子育て支援拠点まで図書館司書が出張してわらべ歌や読み聞かせのミニ講座、絵本の紹介等を行います「出前としょかん」ですけれども、これは、図書館から離れた、図書館のお話会にはなかなか参加しづらい地域の方々自らがお話会を開催したり、あるいは大切な本の修理ができるように、そうした出張講座を開催するものでございます。これまで地域の子育て支援拠点や町内会、プレイパークなどに出向いて開催してまいりました。

このほか、こちらの資料には書き切れませんでした。神奈川県民文化センター「かなつくホール」との連携事業も毎年行っております。閉館後の図書館の絵本コーナーを舞台に、プロの奏者と俳優による、朗読とチェロ演奏の読み語りコンサートを行ってまいりました。間近で聴くコンサートは非常に迫力があって、また、上演した、例えば『ゼロ弾きゴーシュ』などの本を展示いたしますけれども、そのほとんどが借りられるというようなことに結びついております。今年度のかなつくホールとの連携ですけれども、図書館から離れた菅田団地を会場に、移動図書館のはまかぜ号も利用しながらブックフェスタを開催したいということをご検討しております。

次に、学校連携事業です。学校司書を対象とした研修会を毎年6月に開催しております。この研修会をきっかけに、学校司書同士、また、学校司書と図書館司書が顔の見える関係、気軽に相談できる関係作りを心がけております。学校図書館の環境整備相談を多く頂けるようになってまいりました。環境整備に伺った際、学校司書さんからは、本の更新の際に除籍の考え方がよく分かるようになったという声を頂いているほか、図書館の司書からも本の展示の工夫、あるいは子供たちに読んでもらいたい仕掛け、こういったことがとても参考になるということで、双方にとって良い刺激になっております。

主な事業についての説明は以上となりますが、この2年間、新型コロナウイルス感染症で事業に大きく影響を受けました。図書館の直営事業は、まん延防止等重点措置の行動制限が解除されている期間は参加人数を絞る、消毒を徹底する等の感染対策を行いながら開催しておりますけれども、連携事業、また、外に出向いての事業は今年度に入って動き始めました。感染状況に留意しながら、感染症対策を徹底しながら、また、ボランティアさんたちの理解と納得を頂きながら、着実に事業を進めていきたいと考えております。

最後になりますけれども、今回の受賞についてタウンニュースに掲載していただきましたが、これをきっかけに嬉しい連絡がありました。神奈川区の小学校の学校図書館研究会の先生から連絡を頂き、神奈川図書館の取組について話を聞きたい、また、図書館の見学をしたい、意見交換をしたいというお話を頂きまして、8月に開催する予定です。なかなか校長会に出向いて学校プログラム等を説明する機会がなかった関係で、今回この会をきっかけに学校との連携を強めていきたいと考えております。

説明は以上でございます。ありがとうございました。

鯉淵教育長

説明が終了しましたが、何か御意見・御質問等ございますか。

四王天委員

地道な活動が文部科学大臣表彰までつながって、おめでとうございます。質問ですが、本の選定をされるに当たって、どういう本を読み聞かせするのか、その留意点みたいなものが何かあれば教えていただけますか。

鯉淵教育長

それは山内中学校ですか。

四王天委員

そうですね。

石崎山内中学校長

山内中学校長の石崎です。学校司書、司書教諭等との話合い、また希望していただけた方と話合いの中で、「こういう本が良いよね」ということで、若しくは御自分で希望してくれた方が持ってきて、これはぜひとも生徒に勧めたい、読んでほしいという形で、現時点では話をさせていただいております。

四王天委員	最近、特に評判が良かったものはございますか。
石崎山内中学校 校長	一遍に1学年6クラス分くらいで行ってしまいますので、子供たちの様子を見てみると、本当に整然ときちんと、無理にという形ではなくて話の内容に入っていけることが多かったです。
四王天委員	御校にいらっしゃるかどうかわかりませんが、読み聞かせのときに、聴覚に障害のある方がいらっしゃった場合への配慮みたいなものは何か考えていらっしゃいますか。
石崎山内中学校 校長	本校は、聴覚に障害のある生徒は今いない状態ですが、考え方としては手話や映像といいますか、そういうものによって進めることはできるかなと考えております。
鯉淵教育長	ほかに。
大塚委員	受賞おめでとうございます。それぞれにすばらしい取組で、わくわくする気持ちになりました。 質問をさせていただきたいと思います。山内中学校の取組がここに詳しく①から⑥まで書いていただいておりますが、これらの取組が山内中学校の文化になっているなと思います。その中で学校独自の工夫があり、図書館司書の方あつての取組があり、そしてなおかつ保護者と連携したり外部機関の御協力を頂いて、生徒の皆さんの読書活動が豊かになる。そのようなすばらしいアイデアなど、それを毎年のようにきちんと積み重ねていくとなりますと、校内の職員の組織がすごく大事なのではないかと思います。受賞に当たってというところも含めて、どんな組織が校内におありになるのか教えていただけたらと思います。お願いします。
石崎山内中学校 校長	山内中学校長の石崎です。いろいろなお褒めの言葉、ありがとうございます。この形態が中心になっているのは、図書委員会担当職員と資料に記載のある学校司書の山口さんが十分な話合いの上、進めようということで、やはり発展的なことをするためにはいろいろな意見を出し合って、「これはできるかな」、「これをやってみたいね」という意見をどんどん出しまして、その中でこれを実施してみようということで進めさせていただいております。また、地域の方々、保護者の方々がすごく協力的で、毎回読み聞かせに来ていただける方、元PTA会長さん等々が中学校全体を凄くバックアップしてくれている状態です。それについては本当に、地域で子供を育てるという観点で進めていただいているのだなということに感謝を申し上げたいと思います。
大塚委員	どうもありがとうございます。学年が上がるにつれて、子供たちの読書量が課題になっているという話が出ておりましたけれども、地道に続いていくことが、朝まず落ち着くという、そんな始まりがまた素晴らしいと思います。組織としてこれからもこの素敵な文化が続いていくことを願っております。ありがとうございます。 あと、神奈川図書館、本当におめでとうございます。これは感想ですが、最後にお話しいただいた、タウンニュースと学校の図書館研究会の方々からのお声が

けというのが今後すごく楽しみだな、そうやってつながっていく方法も一つあるのかなと思います。いかに外部とつながっていくかということが、学校も大事でしょうし、図書館も大事だと思います。それぞれのお力がそこに生きる子供たちや地域の方々に返っていくと思うと、どのようになっていくのか、また機会がありましたら教えていただきたいなと思いました。感想です。ありがとうございます。

小室神奈川図書館長

ありがとうございます。

森委員

このたびはおめでとうございます。質問がそれぞれにあります。まず、山内中学校の取組について、ティーンズコーナーの展示を図書委員会の生徒が取り組んでいるということですが、なかなか珍しいことだと思います。図書館で活動しているということですね。これは誰の発意で、どんな経緯で始まったのか、もし御存じでしたら教えてください。

石崎山内中学校長

山内中学校長の石崎です。着任3年目になりまして、実はコロナ禍でいろいろ移動できない等々、保護者の方も来校していただくのが難しい中でも、地域との交流は大切にしたい、できる部分で活動していこうという発想で、今まで進めてまいりました。本校の学校司書が山内図書館との連携の中で、数校、山内図書館でティーンズコーナーを設けていただいたというのがありまして、手を挙げました。そうしたら快諾いただけましたので、コーナーを設けて説明をさせていただいたり、若しくは常時展示させていただいたりしている次第です。

森委員

ありがとうございます。この取組がすごく大事だなと思ったのは、資料の中にも書いてありましたが、子供たちの社会の一員であることの実感、大量にある、何万とあるティーンズ図書の中から自分たちの目線で選んで一般の市民の方々に見てもらうことはものすごく実感を得られることだと思いますし、そういった反応ももらえることは、今後、情報の渦の中で選び取って発信していくところにおいて力がつくことでもあると思いますので、本当に素晴らしいなと思いました。また、選ぶときに何もインプットなしに選ぶのはなかなか難しいと思うのですが、そこにおいても、図書委員が学ぶための講演会でしっかりとインプットして、有隣堂さんへ見学も行ってインプットした上で社会に還元していくという流れができていることは本当に素晴らしいなと思いました。ありがとうございます。

神奈川図書館に質問ですが、乳児、子育て中の方々が集まる場所でしたり、自治会・町内会に司書の方が出張していくことは、お忙しい中で大変なことと思いますが、とても意味のあることだと思っております。皆さんから見ての意義、こういう反応があるからすごく意味のあることだというのが何かございましたら教えていただけますでしょうか。

小室神奈川図書館長

神奈川図書館の小室です。図書館ではハードな利用者が多くて、地域に行くとき必ずしもそうではない方がいらっしゃって、質問される事項もかなり違ってくるという話は聞いています。図書館をコアに利用される方は専門的な部分が多かったりしますが、地域に出向いていくと、どんな本を選んだら良いのかという素朴な質問が多いです。そういう点で、司書はまず、昔から読み継がれている本が絵本としては安定していて良いですよという御説明をしたり、あと、司書が自分で

読んで勧められる本を紹介しておりますので、そういう点では御好評いただいていると聞いております。

森委員

ありがとうございます。とある調査で、1歳から3歳ぐらいのお子さんを持つ家族の移動の調査があるのですが、だんだん子供が大きくなってくると、歩ける範囲の移動にどうしてもなってきてしまうと、図書館が遠い場合なかなか行けないという子育て中の方々も非常に多いので、そういった意味でアウトリーチしていただくことは本当にすごく大事ですし、ありがたいなと思いました。かつ、同時に司書さんにとっては選ぶ基準になることも新しい視点として頂きました。ありがとうございます。

小室神奈川図書館長

ありがとうございます。

中上委員

このたびの受賞、本当におめでとうございます。先ほどの御説明にもあったように、コロナ禍の中で皆さん、非常に活動の制約や御苦勞が多かったと思います。その中で、本市が9年連続で文部科学大臣賞を受けられたり、山内中学校では15年以上読み聞かせの会を継続されていることは、本当に頭が下がる思いです。先ほど山内中学校では地域人材、要するに地域との連携の話が出ていましたよね。特に神奈川図書館の活動で私も非常に素晴らしいなと思ったのは、先ほどの森委員の話にもありましたけれども、「出前としょかん」で地域に出かけて行って活動を行う。この地域連携が私は非常に大事なことだと思います。

図書館の存在は非常に大きいと思うので、これは生涯学習文化財課に質問です。図書館に、お客さんは自分なりの勉強や余生の勉強で行きますけれども、中にはボランティアをやりたい方もたくさんいらっしゃると思います。どうしても私の世代になってくると滑舌が悪いということで、例えば読み聞かせの訓練でも、神奈川県ライトセンターなどでそういう講座があったり、何かしたいと思ったりする人もいます。高齢者でなくても、子育てのお母さんたちも自分の子供に対してでも勉強になりますし、参加してみたいという方もいらっしゃると思います。そういう地域人材の活用の講座もいろいろあると思いますが、そこら辺の考え方がありましたら生涯学習文化財課の方にお聞きしたいです。

鈴木生涯学習担当部長

生涯学習担当部長の鈴木です。生涯学習文化財課では、直接、地域の方を育成するというよりは、区役所や、あるいは地域で活動している方の人材育成を行っておりまして、例えば区役所で更にそういう経験を生かして人材育成をしていただくなど、ボランティアの育成をしていただく。そういうことを通じて人材育成、ボランティア育成などに関わっております。

宮田生涯学習文化財課長

生涯学習文化財課長の宮田です。本市においては読書計画を策定しておりまして、その中の目標でボランティアの育成も掲げておりまして、様々な施設でそういった取組が今行われております。そういった意味でも、地域の方の人材育成を計画に基づいて実践しているという状況です。ただ、最近新型コロナウイルス感染症の影響もあって、なかなかそういった取組もできない状況になっておりますので、実際、件数自体はここ1年増えていませんけれども、そういった取組は従前から読書計画に基づいて進めております。

中上委員

教育委員会事務局の中でも地域人材の発掘はなかなか難しいと思いますが、今回のお話を伺って、神奈川県図書館で地域との連携が非常に充実しておられるのは、小室館長御自身が区役所の豊富な経験をお持ちですので、教育委員会事務局でも区役所と連携しながら、地域の人材やボランティアをもっと増やしていく仕組みを関係者の方にお願ひしたいと思ひます。以上です。

鯉淵教育長

よろしいでしょうか。

それでは次に、「『横浜市立学校 教職員の働き方改革プラン』令和3年度の取組状況について」、所管課から御報告いたします。

川島教育政策
推進課担当課
長

教育政策推進課担当課長の川島と申します。よろしくお願ひいたします。「『横浜市立学校 教職員の働き方改革プラン』令和3年度の取組状況について」御説明させていただきます。こちらにつきましては、平成30年3月にプランを策定いたしまして、それ以降、教育委員会事務局全体で、また、現場である学校が一体となって取組を進めさせていただいているものでございます。例年、前年度の取組がまとまるこの時期に御説明をさせていただいておりますので、よろしくお願ひいたします。それでは、資料に基づき御説明をさせていただきます。

まず、1枚目上段に全体概要がございまして、その下と2ページ以降に指標がございまして、3ページ目以降に具体的な取組がございまして、順次説明させていただきますが、時間の関係もございまして、抜粋して御説明させていただきます。

まず、全体概要でございまして、こちらについては下線部を中心に御説明をさせていただきます。令和3年度につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響で、分散登校ですとか学級閉鎖等がございました。また、GIGAスクールの本格化等もございまして、学校の環境は大きく変化をした一年でございました。教育委員会事務局としましては、職員室業務アシスタントの2名配置等の体制強化ですとか、オンライン健康観察の促進、クラウド活用によるペーパーレス化、研修のeラーニング化等の取組をいたしました。また、学校現場でも、多様な工夫による意欲的な取組を実施され、それらを「働き方改革通信Smile」というもので御紹介をし、その好事例を他校が導入したという事例もございました。これらは、現場である教職員の皆様が御努力をされた成果かなと考えてございます。

結果でございまして、2段落目を御覧ください。令和3年度の時間外在校等時間でございまして、平成30年度から比較しましたところ、月80時間超の教職員の割合は、小学校で8.1%から5.1%、中学校で32.8%から18.0%と着実に減少しております。教職員の働き方改革に改善の傾向が見られます。

3段落目を御覧ください。ただ一方でございまして、繁忙期である4月から6月で比較をしましたところ、令和3年に80時間超だった教職員の方は1,865名いらっしゃいますが、令和元年と照らし合わせたところ、約7割に当たる1,331人が同じ教職員であることが分かりました。このように献身的な教職員の皆様に学校は支えられている側面があることも事実ではございますが、教職員集団全体の持続可能性、また、本人の中長期的な心身の健康、そして、教職員をより一層魅力的な職業とする観点からも改善を促し、教育委員会事務局としても更なる支援をさせていただきます。と考えてございます。

一番最後の段落を御覧ください。令和3年度では、質の高い学びと持続可能な学校は両輪という通知を出させていただきました。また、働き方改革の論点の一つである部活動につきましては、生徒にも教員にも持続可能な部活動の実現に向

けた考え方及び具体的な方策を示させていただきました。令和4年度は、これらに基づきまして取組を着実に実施してまいりたいと考えております。

続きまして、指標の御説明をさせていただきます。中段を御覧ください。「指標① 時間外勤務月80時間超の教職員の割合」の目標値は0%としておりますが、昨年度は全校種平均で8.9%という形になってございます。その下に参考でございしますが、令和2年度は一斉臨時休業等がございましたので、9月から3月の平均値を取っております。そちらと比較しますと、全校種で横ばい若しくは減少していますが、中学校などでは令和2年度が18.8%、令和3年度は18%という形で、過年度と比べますと減少傾向が少し止まっているかなというのが見て取れます。

1枚おめくりいただきまして、「指標② 19時までに退勤する教職員の割合」ですが、こちらは目標値を70%以上とさせていただいております。令和3年度全校種平均では75.9%となっております。また、全校種で目標を達成しております。

中段の「指標③ 健康リスク・負担感指数割合」です。こちらは目標値を100未満としております。量・コントロールが令和3年度は107ということで、全国平均よりも高い数字となっております。コロナ禍以前の令和元年度と比較しますと、部活動指導員や職員室業務アシスタントの更なる配置、早めの帰宅を促すなど、職場風土の醸成等もあり、若干の改善傾向となっております。令和2年度につきましては、一斉臨時休業明け、学校運営が軌道に乗ってきた7月に調査を実施したこともございまして、特に数字が低かったのかなと分析してございます。

その下の「指標④ 年休取得日数」です。こちらは目標値を全員10日以上とさせていただいております。下に折れ線グラフがございしますが、88.8%というのが令和3年度の実績となっております。その下は令和元年度の折れ線グラフとなっております。そちらと比較しますと、8月ですとか12月等の長期休業期間にまとめて取得される傾向に変わりはありませんが、その数値が高くなっていることから、休みやすい職場の雰囲気ですとか環境が整ってきたことが見て取れるかと思えます。

次のページにお移りください。ここからは具体的な取組について御説明させていただきますが、先ほど申し上げたとおり、一部かいつまんで御説明をさせていただきたいと思います。「学校業務の適正化、精査・精選」でございしますが、一番上を御覧ください。「教職員の業務のアウトソースの推進」でございします。教育委員会事務局一括契約によるプール清掃業務の外部委託ですとか、その下にございします「障害者就労施設との連携強化等を通じたアウトソースの推進」で、ワックスがけ等の軽作業を外部委託するなど、教職員以外でもできるものについては順次アウトソースを進めております。

1枚おめくりいただきまして、4ページになります。「チーム体制の構築と人員配置の工夫・充実」でございします。一番上を御覧ください。「小学校高学年における教科分担制の導入による学年経営力の強化」でございします。令和3年度は、新規推進校を44校指定しまして、合計129校で実施してございします。こちらにつきましては、令和7年度までの市内全校実施を目指して推進してまいります。

その下、「学校をサポートする専門スタッフ等の配置」でございします。先ほど全体概要でも少し触れました、「職員室業務アシスタントの配置」でございしますが、小・中・義務教育学校に1名追加配置しまして2名体制とするとともに、特別支援学校には新規で1名配置するなど、実施いたしました。

次のページにお移りください。一番上を御覧ください。「スクールソーシャル

ワーカーの活用による福祉的課題への支援強化」でございますが、令和3年度は一人のスクールソーシャルワーカーが3中学校ブロックを担当できる体制を構築いたしました。

また、その下、「ICT支援員派遣の充実」ですが、小学校・中学校・義務教育学校・特別支援学校へは1週間に1回程度派遣するとともに、高等学校でも新たに月2回程度巡回派遣をするようにいたしました。こちらにつきましては、令和4年度はアカウントの登録等、年次更新がございますので、そのあたりの支援も行えるように、派遣回数を拡充して進めてまいりたいと思います。

1枚おめくりいただきまして、6ページを御覧ください。「学校の業務改善支援」でございます。「①クラウドサービスを活用した資料共有・授業準備」でございます。こちらは、動画等の教材につきまして、教員が授業で活用しやすいように整備するですとか、今使っておりますロイロノート・スクールとGoogleアカウントを連携しまして、一つのアカウントで利用できるようにするなどいたしました。

中段を御覧ください。「オンラインによる健康観察」です。こちらにつきましては、昨年度の4月に家庭と学校のオンラインでの健康観察を試行実施いたしまして、8月下旬の臨時休業期間には、全市的にオンラインによる健康観察を推進してまいりました。こちらにつきましては、今年度も健康観察をオンラインでできるように推進してまいりたいと考えております。

次のページにお移りください。7ページです。中段でございます「家庭と仕事の両立支援」ですが、「教職員フレックスタイム制度の実施」ということで、全校を対象に昨年度、本格実施いたしまして、子育てや介護等の事情がある教職員など、計332校1,217人の教職員が利用してございます。

その下の「その他、令和3年度に実施した取組」でございますが、「『質の高い学び』と『持続可能な学校』の実現に向けて」ということで、先ほど全体概要でも少し触れましたが、通知を出させていただきまして。その中で、教科等の予備時数を必要最低限とするなど、裁量ある時間を生み出すことを意識したマネジメントの実施を明示させていただきまして、持続可能な学校の在り方を探る公募型モデル事業に、市内14校の学校に参加いただきました。その下の表にございますが、午前中集中型40分5コマですとか、短時間モジュールの柔軟な活用等を実施いただきまして、それらモデル校の取組をそのほかの学校にも御紹介させていただきました。令和4年度につきましても、このモデル校を拡充して実施してまいりたいと考えております。

1枚おめくりください。8ページになります。「『生徒にも教員にも持続可能な部活動』の実現に向けて」ということで、こちらにつきましても昨年度の3月に通知を出させていただいております。そちらを簡単に御説明させていただきます。横浜市立学校の目指す部活動でございますが、こちらはこれまでどおり、部活動の教育的な効果、重要性を踏まえた上で、出場する大会の精選ですとか、あとは部活動の休養日や活動時間について、一部ガイドラインを改訂いたしまして、見直しを図らせていただきました。また、国の動向もございますが、地域移行を見据えつつ、本市の地域特性等を活かした、生徒にも教員にも持続可能な部活動を目指してまいりたいと思っております。

教員の関わり方につきましては、部活動指導員の積極的な活用を進めまして、土日休日の指導を望まない教員は従事しないことを可能にするなど、顧問としての負担を軽減する方向で取組を進めてまいりたいと考えております。

その下に令和4年度の予定がございますが、部活動指導員（パイロット事業）の実施など、その部活動指導員の質の向上や確保、また、中学校体育連盟と連携

を図りながら大会の精選をするなど、各競技部連盟や競技団体等との連携を強化してまいりたいと考えてございます。

雑ぱくではございますが、令和3年度の取組状況の説明については以上とさせていただきます。よろしく願いいたします。

鯉淵教育長

説明が終了しましたが、何か御意見・御質問等ございますか。

木村委員

ありがとうございます。こういった取組はものすごく大事だと思います。いかに教員が健康的に積極的に働けるか、ここにかかってくると思っています。先ほどありましたけれども、必ず出るのが献身的。言葉的には良いのですが、自己犠牲を払って働くということです。日本は結構、自己犠牲が好きですね。送りバントとか犠打とか言いますが、送りバントとヒッティングの確率はあまり変わらないのですよね。ただ、そういった言葉にあまりにも振れ過ぎるのかと思います。学校は子供が主役だけれども、教師も輝ける場所。つまり、今言われていますけれども、子供も教師もウェルビーイング、ここをどう考えていくかが大事だと思っています。

教育というと、全て学校が担うわけではないと思っています。家庭教育、学校教育、社会教育、いろいろあります。その部分がどう連携するかであって、今まで教育全てを学校が担うような、本当に常識なのかというところがありますから、アウトソースも展開していますので、ぜひこういったところを積極的に更に進めるべきではないかなと思います。よくチームと言いますが、有機的なつながりを持ったチームは、みんなが一緒に同じところで同じことをやるのではなくて、それぞれの目的、生きがいをしっかり保障して、いざというときにチームが力を出せる。これが有機的なつながりを持ったチーム、学校だと思っていますので、ぜひ更に積極的に行っていただければなと思っています。

たくさん質問事項を書き過ぎて、時間がなくなってくるので幾つか抜粋しますが、中学校の先生方は部活動というのが大きいのですよね。大きく国が部活動を変えようとしています。ここで持続可能な部活と言われていますが、スポーツ庁はここ3年で土日の地域移行、後々平日も含めて地域移行を考えていると言われています。横浜市としては、持続可能ということは、学校における部活動をどう継続していくか、あるいは考えているのかという質問なのですが、いかがでしょうか。

佐藤教育政策
推進課長

教育政策推進課長の佐藤と申します。御質問ありがとうございます。今まさに御質問にあったように、現在、国からの提言案という形でございますけれども、スポーツ庁からの提言案が示されていることは私どもも承知しております。実際にこの通知の中の表現にも入っておりますが、横浜市も地域移行を見据えた検討を現在進行形で行っております。具体的には、地域移行のための試行事業に中学校3校で取り組んでいただいておりますので、そちらも当然検討しております。

ただ、横浜市は学校数が中学校だけでも140校近くと多いものですから、一斉に地域移行というフィジビリティは丁寧に精査しながらやっていく必要があるとも考えておりますし、何よりも部活動を非常に大事にしておられる先生方もいらっしゃいます。そういった方々が持続可能な形で部活動指導に当たっていただくことについては、何ら国の方針と相反することではないと考えておりますので、現状といたしましては、移行期間として選択肢を与えるという方向を考えてございます。地域移行を志向していくのか、持続可能な形で教員が担っていくのか、はたまた横浜市としては部活動指導員を多く活用できている実績もございますの

で、そういったことを組み合わせていくのか、そういったことをこの1年間、学校現場との対話を続けていきたいと考えてございます。以上です。

木村委員

ありがとうございます。そういった中で、地域移行を含めたワーキンググループなども立ち上がっているのですか。あるいは、例えば土日を含めて、様々な兼職・兼業を認めることで学校業務と切り離して行うことも多分、全国的には検討されていると思います。あともう一つ、部活動指導員は何か資格が必要なのか、ある意味そのスポーツに長けていれば良いのか、これはいかがでしょうか。

佐藤教育政策推進課長

ワーキングチームというお話がございましたけれども、国の提言案にも、確かに市町村においてそういったことを関係機関で議論していく場をと書かれているのは承知しております。それを踏まえて、具体的にどのような形が良いか、これから検討していきたいと思っております。

根岸小中学校企画課長

小中学校企画課長の根岸です。部活動指導員については、特段の資格は設けておりません。その競技の経験があるなど、指導経験の部分を重視しながらやっております。また、指導員になっていただく方々にはこちらで研修を設けて、様々なコンプライアンスも含めて、学校での部活動を研修して指導に当たっていただいております。

木村委員

ありがとうございました。実は月曜日、神奈川県の中学校の教頭・副校長の総会で話す機会がありました。最後の質疑のときに、僕の話には全然関係なく、部活動指導員をどう思いますかと聞かれました。様々な中学校ではこれがものすごく大きな論点となっていますので、ぜひ横浜市は率先していろいろ進めていただければと思います。以上です。

鯉淵教育長

ほかに何か。

森委員

御説明ありがとうございます。木村委員の話とも重複しますが、教職員の働き方改革プランの目的は何だろうかと考えますと、教職員の皆さんのゆとりを生み出して、横浜市の掲げる教育ビジョンに照らし合わせながら、自分自身はどんな教育をしたいのだろうか、どんな学びを設計して子供たちとそれを作っていくのかということを考えられるようにして、ほかの職員と対話できる時間も生み出していき、先ほどありましたけれども、いかにして御自身のウェルビーイングを大事にできるかということがゴールなのではないかと私も思っています。そうしたときに、今、御報告にあったみたいに、アウトソース化、業務アシスタントの方々だったりプール清掃だったり、ペーパーレス化は大きく寄与していると思います。それをするためにペーパーレス化をしましょうと言ってすぐにみんながバリバリできるわけではないと思いますので、そこがしやすくなるようなICT支援員の補強は引き続き必要だと思います。

ここには直接書いていないか、私が見落としているだけかもしれませんが、始業日をちょっと遅らせたことで、最初に職員のみinnで今年はどうな一年にしていこうか話せる。最初にみんなでそれを把握できることが、結果的に先ほど言った働き方改革につながっている意外に大きなポイントではないかと思っておりますので、教職員自身が対話的・主体的な学びをつくる時間を割けるようにするためにはこういった取組をしていくことが急務だと、お聞きしながら改めて思いました。

加えて、教育委員会事務局から私たちも日々いろいろな御報告を聞いていますが、とにかくたくさん部署があって、恐らく皆さんは特に年度初め、いろいろな調査をしたりいろいろなヒアリングを学校にしているのではないかと思います。そういったことに忙殺されるという話もお聞きしますので、ぜひ横の連携を取りながら、学校業務が円滑に回っていくためには、まずは教育委員会事務局も中で何ができるか、学校に対してという部分も更に本気で検討を進めていただけたらと思います。

一つ質問ですが、先ほどオンライン健康観察の話があったと思います。冒頭にこちらの推進をしているというお話がありました。6ページです。緊急事態のときには比較的これを推進するという導入していたところもあると思いますが、現在実施していない学校があるということもちらほら聞いております。こういったことの実態把握ですとか、あとはその実態把握を学校に向けてお願いするだけではなくて、保護者自身がどのようにそれを望んでいて感じているかという実態を、保護者目線でも把握していくことが必要ではないかと思っております。そのあたりの実態について、お聞かせいただければと思います。

川島教育政策
推進課担当課
長

御質問ありがとうございます。オンライン健康観察ですけれども、昨年度の令和3年度の4月から5月に調査したときは、ICTを活用して「児童・生徒との出欠確認」を実施しているのは、全体の4分の1の学校しか実施していないことが分かりました。その後、試行実施をしまして、8月に臨時休業等がございましたので、そこでは健康観察をオンラインですするようにという推進をさせていただきました。大変申し訳ありませんが、現時点で実態は把握できておりませんので、今後アンケートを取らせていただきたいと考えております。学校現場ですとかPTAの方にもアンケートを取らせていただこうと考えておりますので、もう少ししましたら実態把握ができ、その上でどういう対策が必要か、こちらで検討させていただきたいと考えてございます。

森委員

ありがとうございます。

鯉淵教育長

ほかに。

中上委員

この働き方改革という課題は非常に大事だと思うので、いろいろな視点から質問したいところですが、時間も限られていますので2点だけ。前にもちょっとお話ししましたが、学校現場からすると多忙感の中、特に管理職がそうでしょうが、文部科学省からの調査、教育委員会事務局からの調査、それに対する現場の対応の負担感といいますか、もちろん今の市政はちゃんとデータのエビデンスを持った中での政策ですから、負担感があってもそういうデータを現場に出してもらわないと困るわけで、それはやむを得ませんが、いずれにしてもマネジメントツールがちょっと多いなという感じもしています。学校の経営マネジメントを発揮していただくためにも、アウトソーシングの推進ももちろん大事ですが、学校自体が経営の中でそれぞれ小規模校や地域特性などでみんな課題が違うので、一律にはいきません。その中で、現場の校長先生の御判断と裁量で、うちの学校はどの仕事を優先して行うか、むしろこの仕事は後回しにせざるを得ないというのがあって良いと思います。そのように仕事の総量と在り方を見直さないと、前例踏襲で必要なものもありますし、コロナ禍で見直すチャンスもありますから、ぜひ業務の分析を各学校現場でしていただいて、教育委員会事務局としてどうしても行わなければいけないことは当然負担感がありますけれども、学校で

工夫できるものは結構あると思います。それをぜひ分析して、学校管理職にきちんと経営マネジメントしていただきたいのが1点です。

2点目は、部活動についてです。木村委員となるべく重複しないように話しますが、私が少し気になるのは、先般も横浜市のスポーツ推進計画について議論しましたが、先ほど御説明があったように、横浜市はスケールが大きいですから、文部科学省が言うように3年で移行していくのは、受け皿の問題でなかなか課題が多いですね。先ほど教育政策推進課長がおっしゃったように、横浜市らしい部活動を、今後選択を1年かけて議論していくということだろうと思いますが、現実を見てみると、民間へ移行するには例えば人材の問題、指導者の問題がありますよね。あと、今度は民間にすると保護者の負担の問題が出てきますよね。経費負担増の話が出てきたり、いろいろ解決できない、国、文部科学省の、インセンティブ予算だけでは処理できない問題がいっぱい出てくると思います。

だから、横浜市ならではの選択肢というのはまさにそのとおりだと思います。特に総合型スポーツの在り方についての報告書は、国や神奈川県のも読みました。課題もいろいろあって大変だなと思いますけれども、先ほど木村委員も、特に大きい大会に向けては指導者の質の確保が非常に大事で、日本のスポーツ協会なんかでもそこを保障する義務化などという話も出ていまして、非常に人員が大変だと。実際には今、教員のOBの方の活用もしておられると思いますが、地域の人材、あとフィットネスクラブとかか大学生の登用、活用の仕方などいろいろ切り口があると思うので、そこら辺の今後の方向ですね。3年で計画を国に出せというようなニュースも聞こえてきますが、現実には計画をいつ頃まとめられるのか。この後にはすぐ文化系部活動の話も出てくるわけです。7月までに提言をまとめると。文化系部活動もまたそれなりの課題があると思いますが、そこら辺の現状を教育委員会事務局としてどう進めていくのか、何かありましたらお聞かせいただきたいと思います。

佐藤教育政策
推進課長

度々失礼いたします。教育政策推進課長の佐藤です。御質問ありがとうございました。今、御質問いただいたことに関しまして、国の今回の提言案にもそのあたりのことはかなり精緻に細かく記載されておりまして、それぞれ国が考えるべきこと、地方自治体で考えるべきことという形で整理がなされていると承知しております。今おっしゃった中で、私どもとして今後丁寧にやっていかなければいけないのは、国全体のルールメイキングの問題なのか、一方、基礎自治体でできることもたくさんありますので、私どもが横浜市の特性を踏まえて検討して直接関係団体と対話をしていける問題なのか、そういったところの解像度をかなり上げて丁寧に整理した上で、先ほど木村委員から御質問いただいた議論の在り方も含めて設計していく必要があると思っております。

文化系部活動のお話も頂きましたけれども、国のものはまず運動部活動ということになっています。そこも全部を射程に入れてとにかく全部を議論しようとするところといった話はスピード感がなくなってしまうことを危惧いたしますので、まずはできるところから進めていきたいと思っておりますし、運動部活動も一括りにすることなく、できる運動部活動から行っていくことが肝要かなと思っております。以上です。

根岸小中学校
企画課長

小中学校企画課長の根岸です。指導者の確保につきましては、今、御意見を頂いたとおりでありまして、教員のOBについては退職される先生方を対象に、部活動指導員になっていただくことを勧める通知を出して勧奨しております。また、大学生についてですけれども、成人年齢が引き下がったこともあって、今年

4月に、18歳から指導員になれますというような要綱の改訂をした上で、大学にも勧誘しています。また、関係機関、特に市民のスポーツ協会などそういったところとも連携を図りながら、スポーツ推進委員の活用など地域の人材の活用も積極的に進めてまいりたいと考えております。

中上委員

1点だけ。教育政策推進課長にお聞きしたいのですが、この資料ではなくてほかの報告書を読んでよく分からなかったのが、学習指導要領では部活動は教育課程外になっていますよね。さっきの横浜市らしさと、留意すること。教育課程外だけれども、教育課程との関連が図られることに留意するという話がありますけれども、この留意とはどういう意味ですか教えてほしいです。

佐藤教育政策
推進課長

それはある意味字句のとおりでございまして、学習指導要領に定められる教育課程の中か外かといえば外ですけれども、部活動が学校教育全体の中で重要な位置を占めていることに鑑みれば、同じく学校教育の枢要なものである教育課程と連携をしっかりと図っていく必要があるということでございます。

鯉渕教育長

よろしいでしょうか。
それでは次に、「ウクライナへの支援について」、所管課から御報告いたします。

石川学校教育
企画部長

学校教育企画部長の石川でございます。「ウクライナへの支援について」御報告いたします。「1 ウクライナからの避難民の児童生徒等への支援について」、所管課長から御説明申し上げます。

根岸小中学校
企画課長

小中学校企画課長の根岸です。お手元の資料「ウクライナへの支援について」を御覧ください。「1 ウクライナからの避難民の児童生徒等への支援について」ですが、本市では、避難された方々が横浜市で安心して生活できるよう、「オール横浜支援パッケージ」により、市民・企業・関係機関が一体となって支援に取り組んでおります。

右側の図は、4月15日に市長が記者会見で報告した資料になります。市役所内の関係部署で組織するウクライナ避難民等支援対策チームを中心に、市民の皆様や企業の皆様のお力を借りながら取り組んでいる支援内容を示したものになります。中央列の下の欄に就学・日本語支援とありますように、教育委員会事務局も対策チームに参画して、避難民の方々への支援に取り組んでいるという現状がございました。

市内に避難された方の中には、既に市立学校に通っている児童生徒もおります。現在、小学生2名、中学生1名が市立学校に通っております。このような避難を余儀なくされた方々の編入学だけでなく、その後の学校生活を安定的に送れるように、言語や学習面、また、心のケアなど、学校と教育委員会事務局が連携を図りながら、積極的かつ柔軟なサポートをしていけるように、市立学校に対して通知を发出いたしました。

通知に記載した主なサポート内容をその下に記載しております。まず一つ目ですけれども、「児童生徒の実態に応じた、柔軟な編入学の受入れ」。続いて、「無償を基本とした就学援助の実施」、「児童生徒及び保護者を対象とした日本の学校生活の紹介及び学習状況確認」、「1か月間の集中的な日本語の初期指導及び学校の生活体験」。また、「日本語指導資格を持った講師による指導及び母語支援ボランティアの活用」、「1人1台端末及びモバイルルーターの貸与、ウ

クライナ語への対応設定変更」、「安心して学校生活を送るため、スクールカウンセラーやスクールスーパーバイザーの心のケア」などを行っております。

また、資料の下の枠組みは、実際に行っている対応事例になります。一つ目ですけれども、ウクライナ人サポーターを編入学校に対して派遣して、当該児童生徒の学校生活をマンツーマンでサポートしております。なお、このウクライナ人サポーターですけれども、小学校、中学校で実施している国際理解教室のウクライナ人講師をサポーターとして今現在は派遣しております。続いて、学校ガイダンスの実施に当たって、保護者等の要望に応じて、別途、個別に学校ガイダンスを実施しました。その際、学校通訳ボランティア事業を活用して、公益財団法人横浜市国際交流協会から派遣されたウクライナ人の通訳も同席して対応しました。また、プレクラスの入級に際しては、通常、実施期間中の中途入級は対応していませんが、特別に中途入級の対応も行いました。そのほか、受入れ校の教職員に対する心理教育、戦争等でショックを受けた子供への心のケア、今後予想される児童及び保護者への対応についての助言指導、今後また学校行事等において配慮すべき事項の指導助言などが挙げられます。

今後も引き続き避難民等の方々に寄り添いながら、しっかりと子供が安心して学校生活を送れるように、迅速かつ柔軟に対応してまいりたいと考えております。御報告は以上です。

鈴木生涯学習
担当部長

生涯学習担当部長の鈴木でございます。次のページの資料を御覧ください。現在、横浜ユーラシア文化館におきまして、ウクライナ支援の企画写真展「姉妹都市オデーサに思いを」を開催しておりますので、御報告させていただきます。課長より説明させていただきます。

宮田生涯学習
文化財課長

生涯学習文化財課長の宮田です。資料を御覧ください。横浜とオデーサは、共に戦火による焦土の中から復興したこと、同じく国際港湾都市であることを御縁としまして、1965年、昭和40年に姉妹都市となりました。オデーサ市は、人口約108万人を擁するウクライナ南西部の黒海に面した港湾都市です。首都キーウ、ハルキウに次ぐウクライナ第3の都市です。「黒海の真珠」とも呼ばれる美しい街並みを誇っております、世界屈指の観光地であり、ユーラシアの歴史ある街です。

今回、横浜ユーラシア文化館では、本市の国際局やオデーサ在住写真家などの協力を得まして、オデーサの歴史・街・人々を紹介する写真展を現在開催しております。資料の写真に載せてございますが、左側のロシアのウクライナ侵攻以前の写真からは、美しい街とそこに暮らす人々の生き生きとした姿が伝わってくる一方で、右側の写真は土のうが積まれた写真ですが、侵攻後の写真には緊張下にあるオデーサの街の様子が表れています。この写真展を通して、姉妹都市オデーサの人々に思いをはせていただければ幸いです。この写真展開催中には会場に募金箱を設置しまして、観覧料は義援金として、横浜市に避難された方々に対する支援の形で使っていく予定でございます。

四角囲みを御覧いただきたいのですが、会期は三つ目でございますけれども、4月28日から5月29日までの約1か月間を予定しております。会場は横浜ユーラシア文化館1階のギャラリーと2階の常設展示室の一部を使っておりますが、1階のギャラリーは無料で御覧いただけます。2階の展示室は一部有料となっております。資料の一番下にあります展示資料点数でございますが、オデーサの街と人々の写真約30点、横浜の写真約10点の合計約40点を展示してございます。

資料の裏面を御覧いただきたいのですが、展示の見どころといたしましては、

1番にありますように、ウクライナ侵攻前のオデーサの街と人々の姿の写真です。それから2番目に、ウクライナ侵攻後の緊張下にあるオデーサの表情の写真。それから3番目にありますように、オデーサと横浜の風景写真ということで、実は姉妹都市提携55周年の2020年に写真展が開かれたのですが、両市の類似の建物や景色の写真を数点、比較展示しております。9か所ほどございます。例えば、横浜の中華街は春節で灯籠祭りをやりますけれども、オデーサではランタン祭りが開かれたり、あるいは港町でありますので、横浜の大栈橋とオデーサのターミナルが非常に類似していたりとか、そういった比較写真も展示しておりますので、十分お楽しみいただけたらと思います。説明は以上でございます。

鯉淵教育長

説明が終了しましたが、何か御意見・御質問等ございますか。

大塚委員

御報告ありがとうございました。ウクライナ人サポーターについて質問させていただきます。まず、ウクライナ人サポーターの方が編入学に対して派遣と書いてありますが、どのぐらいの期間派遣していただけるのか、それから、いつぐらいの時期からスタートしていただけるのか、まずそれが一つです。あと、その方々に対してどんな研修を行っていただいているのかなと思います。その方たちの負担も大きいと思いますので。保護者にとっても子供にとっても母語でお話が聞けるのは本当に重要な取組で、今日、御報告いただいてきめ細やかな支援を一生懸命取り組んでいただいているのだなと分かりましたので、その辺のウクライナ人サポーターの方々の部分で教えてください。

石川学校教育
企画部長

学校教育企画部長の石川でございます。ありがとうございます。サポーターの方は、本来は国際理解教室の講師として雇用され、授業をされる方ですが、今回は緊急対応として行っていただいています。ですので、学校へ支援に入るタイミングとしては、対象となるお子さんは例えばひまわりに行かれるケースもございますので、学校に行かれるタイミングでできるだけ速やかにということでございます。期間については当面1か月程度で、その後様子を見てどうするかはまた考えます。ですので、期間はあらかじめ決めているものではございません。

それから、研修ですけれども、何しろ緊急対応でございますので、研修をしてから始めるということではありません。どちらかといいますと、もともと教育委員会事務局の国際理解教室の担当ですとか日本語支援の担当の者が毎日その方とやり取りをして、学校の情報やそのお子さんの状況を聞き取ると同時にアドバイスを与えたりして、毎日研修していると言えはしているのですが、そのようにきめ細やかに行っております。

大塚委員

ありがとうございます。そういうきめ細やかさがすごく大事なのではないかと思います。もう一点、その御家族にとっては今困ったときというのが恐らくたくさんあると思います。そういったときに、例えば母語で電話できるところがあるとか、又はメールで聞くことができるなど、そういった部分も今後入ってくるとありがたいなと思います。

最後に一つ、これは要望ですけれども、やはり心のケアが必要ということでは、スクールカウンセラーをどのような時期にどう活用するか判断が、御家族からの申し出も必要だと思いますし、学校からの見取りも必要だと思います。そういった意味で、スクールカウンセラーをどのように配置するか、学校が迅速対応できるような御支援をお願いしたいと思います。以上です。

鯉渕教育長	御意見ということで、よろしいでしょうか。
木村委員	意見ですけれども、大事なことですので、ぜひどんどん進めていただきたいなと思います。様々な国際化などでいろいろな支援を行っていると思いますけれども、教育委員会事務局としては、学校に来る子供たちをどのように支援するとか仲間にするか。お客様ではなくて、期間はどうであれ仲間として受け入れることが大事だと思っています。インターナショナル的な見方より更に進んでグローバルの視点で国際理解などを進めていく必要がこれからはあると思います。ぜひそういった意味で仲間にして、グローバルマインドセットを育むような教育にどんどんお互いにつなげていけたら良いなと思っています。これは重要なことだと思います。支援パッケージというのはなかなか良いですね。
鯉渕教育長	ほかに。
四王天委員	もともとひまわりや国際理解教室という仕組みのあったことが今回素早く動いて対応できたのだなと思って、こういう仕組みを作っておいたことに対して非常に評価したいと思います。それと、戦争も長期化する予想が出ている中、更にこのように日本に避難してくるお子さんが増えた場合、その人員増への対応が可能かどうか、そこだけお尋ねしたいと思います。
根岸小中学校 企画課長	小中学校企画課長の根岸です。ひまわりは本当に有効に活用してまいりたいと思っております。また、人員増に対してですけれども、ウクライナ人サポーターとして活躍いただいている国際理解教室の講師の皆さんから人のつながりを得る中で、今、複数の方から協力したいという申し出が来ておりますので、そういった方々についても御協力いただけるように今後準備してまいりたいと思っております。
鯉渕教育長	ほかに。
森委員	細かい支援をこのようにしていただいているのは大事なことだと思っております。1点、初期の対応からだんだん落ち着いてきて、児童がお友達と日常生活を一緒に過ごしていくときに、日々のことへの支援がすごく大事になってくると思っています。過去に、横浜市内の外国につながる児童保護者の方々のアンケートを取ったときに、学校からのいろいろな手紙が全部紙で、1枚の紙を翻訳するのに大変時間がかかる。そういったお話を一人や二人ではなく何人からか聞いたことがあります。母語支援ボランティアなど、いろいろなボランティアの方が入っているといえども、日々のいろいろな持ち物や明日どんなことをするといったことが子供たちにとっては大事になってきますので、ぜひデータで送って、Google翻訳で貼り付ければ翻訳できるような状態で、御本人も必要なタイミングでその情報を読み取れるようなことをぜひしていただきたいと思います。これは今回のことだけでなく、これまででも多くの外国につながる方、御家族がすごく大変な思いをしてきた部分でもありますので、ぜひ日常的に、全ての学校においてもそういうことが広がると良いなと思っております。
鯉渕教育長	御意見ということで、ほかにございますか。よろしいですか。 それでは、次に議事日程に従いまして、審議案件に移ります。まず、会議の非公開についてお諮りします。教委第9号議案「横浜市教科書取扱審議会委員の任

命について」、教委第10号議案「第18期横浜市文化財保護審議会委員の任命について」は人事案件のため、非公開としてよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

鯉淵教育長

それでは、教委第9号議案及び教委第10号議案は、非公開といたします。公開の審議案件に入る前に、事務局職員の入替えを行います。少々お待ちください。

<事務局職員入替え>

鯉淵教育長

議事日程に従い、教委第6号議案「横浜市立小学校、横浜市立中学校及び横浜市立義務教育学校の通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則の一部改正について」を所管課から御説明いたします。

君和田施設部長

施設部長の君和田でございます。よろしくお願いたします。教委第6号議案「横浜市立小学校、横浜市立中学校及び横浜市立義務教育学校の通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則の一部改正について」御説明申し上げます。議案資料2ページの提案理由を御覧ください。令和5年4月1日に旭区の横浜市立旭北中学校及び横浜市立上白根中学校が統合し、横浜市立上白根北中学校として開校することに伴い、通学区域を設定するため、横浜市立小学校、横浜市立中学校及び横浜市立義務教育学校の通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則の一部を改正したいので、提案させていただくものでございます。詳細につきましては所管課長より説明させていただきます。

高梨学校計画課長

学校計画課長の高梨でございます。よろしくお願いたします。それでは、資料に基づき御説明をさせていただきたいと思っております。続いての3ページ、4ページ、5ページに関しましては、今回、通学区域の規則の一部を改正する案になります。詳細については説明資料に基づき御説明させていただきたいと思っておりますので、規則の5ページの次のページ、「横浜市立小学校、横浜市立中学校及び横浜市立義務教育学校の通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則」の一部改正について」という資料を御覧ください。

「1 改正概要」でございますが、令和5年4月1日に旭区の横浜市立旭北中学校及び横浜市立上白根中学校が統合し、横浜市立上白根北中学校として開校することに伴い、通学区域を設定したいと考えております。なお、通学区域につきましては、横浜市学校規模適正化等検討委員会条例第1条に基づき設置された横浜市学校規模適正化等検討委員会において、旭北中学校と上白根中学校の通学区域を合わせた通学区域とする旨の答申がなされており、この答申を反映させた通学区域とさせていただきたいと思っております。

「2 規則施行期日」ですが、令和5年4月1日を予定しております。

「3 統合校の位置及び予定通学区域図」ですが、1枚おめくりいただき3ページを御覧ください。こちらが上白根北中学校（統合校）の位置及び予定通学区域図になります。左側の「統合前」が現在の通学区域になっておりまして、青い線で囲まれた部分が中学校の通学区域となっております。左上が上白根中学校、右下が旭北中学校の通学区域となっております。今回の「統合後」は右側の図を御覧ください。緑色に塗られた部分が「統合校」の通学区域となっております。また、左上の赤い枠で縦線が描いてあるところにつきましては特別調整通学

区域と申しまして、十日市場中学校を指定校、現在は隣接する上白根中学校が受入れ校になっていますが、上白根北中学校（統合校）を受入れ校としていずれかを希望により選択区域として今後設定していきたいと考えております。

また、下に「令和3年度義務教育人口推計」を参考で載せさせていただいております。令和3年5月1日現在で、上白根中に関しましては111名4学級、旭北中学校に関しましては430名13学級になっておりまして、令和5年4月1日、統合校ができることに伴いましての想定といたしましては、一番下の行でございますが、539人15学級を予定しております。

続いて、「4 答申」ですが、もう一枚おめくりいただきまして、別紙2を御覧ください。こちらが令和3年3月23日に横浜市学校規模適正化等検討委員会から横浜市教育委員会に出された答申でございます。平成31年1月30日付で諮問のありました標記案件について、「別紙の『旭北中学校・上白根中学校』通学区域と学校規模適正化等検討部会からの意見書のとおり答申します。」という形で教育委員会に提出がございました。

もう一枚めくっていただくと、その意見書になります。7ページの別紙3でございます。こちらが「旭北中学校・上白根中学校」通学区域と、学校規模適正化等検討部会から横浜市学校規模適正化等検討委員会に出されました意見書になります。今回の通学区域の部分ですが、「1 調査審議事項」の「(4) 統合校の通学区域」でございます。「統合校の通学区域は、旭北中学校と上白根中学校の通学区域を合わせた区域とし、通学区域の変更時期は、統合校開校の令和5年4月とすることが適当と考えます」という形で意見書が出ました。こちらを尊重した形で、今回の規則改正をさせていただくものでございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

鯉淵教育長

所管課からの説明が終了しましたが、何か御意見・御質問等ございますか。
特になければ、教委第6号議案については、原案のとおり承認いただいてよろしいですか。

各委員

<了 承>

鯉淵教育長

それでは、原案のとおり承認させていただきます。
次に、教委第7号議案「令和4年度横浜市教科書採択の基本方針の策定について」所管課から御説明いたします。

石川学校教育
企画部長

学校教育企画部長の石川でございます。「令和4年度横浜市教科書採択の基本方針の策定について」、お諮りいたします。1枚おめくりいただきまして、「提案理由」を読み上げさせていただきます。「教科用図書の取扱いについては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第6号により、教育委員会の職務と規定されている。令和4年度における横浜市の教科書採択に当たり、採択の手続きの基準を明確にし、公正かつ適正を期するため、基本方針を策定したいので提案する」。詳細につきましては小中学校企画課長より御説明申し上げます。

根岸小中学校
企画課長

小中学校企画課長の根岸です。3ページを御覧ください。「令和4年度横浜市教科書採択の基本方針（案）」について御説明申し上げます。基本方針（案）について読み上げます。

「令和4年度横浜市教科書採択の基本方針（案）」。「前文」、「教科書は、教育課程の構成に応じて教育内容が組織排列された教科の主たる教材として、学

校において使用が義務づけられており、学校教育において極めて重要な役割を果たしている。したがって、本市学校教育の一層の充実に資する適切な教科書を採択することが重要である。

よって、横浜市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、教育基本法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律等、関係法令の規定に基づき、横浜市立学校で使用する教科書の採択を適正に行うため、次のとおり令和4年度横浜市教科書採択の基本方針（以下「基本方針」という。）を定める。」

「1 教科書の採択について」、「（1）令和4年度は、次の教科書を採択する。」「ア 高等学校において令和5年度に使用する教科書」、「イ 特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級において令和5年度に使用する教科書。」

「なお、義務教育学校前期課程を含む小学校において使用する教科書は、令和元年度に採択した教科書を令和5年度まで継続使用する。義務教育学校後期課程を含む中学校、中高一貫教育校である南高等学校附属中学校及び横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校において使用する教科書は、令和2年度に採択した教科書を令和6年度まで継続使用する。

ただし、社会科歴史的分野の教科書は、令和3年度に採択した教科書を令和6年度まで継続使用する。」

「（2）横浜市立学校において使用する教科書は、学校教育法附則第9条に規定する図書（以下「一般図書」という。）を除き、文部科学省が作成した校種毎の教科書目録に登載されている、文部科学大臣の検定を経た教科書又は文部科学省が著作の名義を有する教科書（以下「著作教科書」という。）の中から採択する。」

「（3）採択が終了した後に、高等学校、特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級において、発行者の都合等によって採択を変更する必要がある場合には、教育委員会が採択した教科書一覧の中から、児童生徒の実態等に応じて新たに教科書を選択し、採択の変更を行う。」

4ページを御覧ください。「2 採択の基本原則。」

「（1）公正かつ適正な手続き」、「文部科学省や神奈川県教育委員会の通知に基づき、採択権者である教育委員会の判断と責任のもと、静ひつな環境を確保し、公正確保を一層徹底するとともに、適正な手続きによって採択を行う。」

「（2）教科書の調査研究」、「教科書目録に登載されたすべての教科書の内容について、教科書調査の調査項目に基づいて十分に調査研究を行う。」

「（3）静ひつな採択環境の確保」、「教科書の採択が公正かつ適正に行われるために、様々な働きかけにより円滑な採択事務に支障をきたすことのないよう、静ひつな採択環境を確保する。」

「（4）開かれた採択の実施」、「基本方針をあらかじめ公表するとともに、採択に関する情報を、採択終了後に積極的に公開するなど、より開かれた採択に努める。」

「3 採択の観点」、「教科書の採択に当たっては、『横浜教育ビジョン2030』、『横浜市立学校カリキュラム・マネジメント要領』に示した横浜が目指す子供の姿の実現のために、主に次の観点から検討して最も適切と思われるものを採択する。」

「（1）教育基本法、学校教育法及び学習指導要領の趣旨を踏まえ、各教科の目標の実現や指導内容の充実に適したものであること。」

「（2）『横浜教育ビジョン2030』及び『横浜市立学校カリキュラム・マネジメント要領』に基づく学習活動に適したものであること。」

「(3) 児童生徒が学習をするに当たり使いやすい工夫があることや、障害その他の特性にかかわらず読みやすい工夫があること。デジタル教材への活用の工夫があることや、教科書の用紙やインキなど環境面に配慮した工夫があること。」

「高等学校」、「(4) 高等学校において使用する教科書は、各学校の特色、生徒の学習実態や興味・関心及び進路希望等を踏まえ、かつ、各教科・科目の目標の実現を図るために最も適切と思われるものであること。」

5 ページに移ります。「特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級」、「(5) 特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級において使用する教科書は、各教科等の指導計画、『個別の教育支援計画』及び『個別の指導計画』に基づき、一人ひとりの障害の状態に応じた指導を行うために、適切な内容であること。」

「4 採択の流れ」、「(1) 教育委員会は、横浜市教科書取扱審議会条例に基づき設置される横浜市教科書取扱審議会（以下「審議会」という。）に対し、今年度採択する教科書の取扱いに関し、本方針を踏まえ、採択の観点に基づいて、調査・審議を諮問する。」

「(2) 審議会は、教科書を調査研究した結果と横浜が目指す子供の姿との関連を慎重に審議し、市立学校で使用するにあたりふさわしい教科書を取りまとめ、教育委員会に答申する。」

「(3) 教育委員会は、審議会答申を受けて、その判断と責任において慎重に審議し、公正かつ適正に、教科書の採択を行う。その後、採択結果と需要数を神奈川県教育委員会に報告する。」

「5 調査研究について」、「(1) 高等学校用教科書」、「ア 教科書」、「審議会は、教科書目録に登載された教科書について、教科書編修趣意書、教科書見本により、十分に調査研究を行う。」「イ 学習実態」、「高等学校においては、各学校の特色や教科・科目の開設状況が異なるため、審議会は、各学校の教科・科目を履修する生徒の学習実態に基づいた教科書の報告を各学校長に求める。」

「(2) 特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級用教科書。」「ア 教科書」、「審議会は、教科書目録に登載された著作教科書及び一般図書について、十分に調査研究を行う。」6 ページに移ります。「イ 学習実態」、「特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級においては、障害の種別や程度によって個々の児童生徒の学習実態が大きく異なるため、審議会は各学校の当該児童生徒の学習実態に基づいた教科書の報告を各学校長に求める。」

「6 その他」、「基本方針で定めのない事項については、必要に応じて、教育委員会で審議し定めるものとする。」説明は以上です。よろしくお願いたします。

鯉淵教育長

何か御質問・御意見はございますか。よろしいですか。

特に御意見等がなければ、教委第7号議案については、原案のとおり承認いただいでよろしいですか。

各委員

<了 承>

鯉淵教育長

それでは、原案のとおり承認させていただきます。

次に、教委第8号議案「横浜市教科書取扱審議会への諮問について」を所管課から御説明いたします。

石川学校教育
企画部長

学校教育企画部長の石川でございます。「横浜市教科書取扱審議会への諮問について」、お諮りいたします。1枚おめくりいただきまして、「提案理由」を御覧ください。読み上げさせていただきます。

「高等学校において令和5年度に使用する教科書、特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級において令和5年度に使用する教科書の採択にあたり、必要な事項を調査審議するため、横浜市教科書取扱審議会への諮問を提案する。」詳細は小中学校企画課長より申し上げます。

根岸小中学校
企画課長

小中学校企画課長の根岸です。3ページ以降の諮問文について読み上げます。

「横浜市立学校の教科書の取扱いについて（諮問）」、「次に掲げる教科書の取扱いに関する事項について、別紙理由を添えて諮問します。」

「1 高等学校において令和5年度に使用する教科書」、「2 特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級において令和5年度に使用する教科書」。

4ページを御覧ください。「理由」、「教科書は、教育課程の構成に応じて教育内容が組織排列された教科の主たる教材として、学校において使用が義務づけられており、学校教育において極めて重要な役割を果たしている。したがって、本市学校教育の一層の充実に資する適切な教科書を採択することが重要である。

よって、横浜市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、教育基本法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律等、関係法令の規定に基づき、横浜市立学校で使用する教科書の採択を適正に行うため、別添のとおり『令和4年度横浜市教科書採択の基本方針』（以下「基本方針」という。）を策定し、これに従って採択を行うこととした。

この基本方針は、基本原則、採択の観点、採択の流れ等を明確に示し、適正な手続きの下、教育委員会の判断と責任において教科書の採択を行うことを明文化するものである。

本年度の教科書採択にあたっては、基本方針に則り、市民に開かれた教科書の採択を適正・公正に実施することが重要である。

教育委員会は、横浜市教科書取扱審議会条例第2条第1項に基づき、次の事項について、『横浜市教科書取扱審議会』（以下「審議会」という。）に対し調査・審議を諮問する。」

「1 高等学校用教科書」、「（1）教科書」、「審議会は、教科書目録に記載された教科書について、教科書編修趣意書、教科書見本により、十分に調査研究を行うこと。」

「（2）学習実態」、「高等学校においては、各学校の特色や教科・科目の開設状況が異なるため、審議会は、各学校の教科・科目を履修する生徒の学習実態に基づいた教科書の報告を各学校長に求めること。」

「2 特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級用教科書」。

「（1）教科書」、「審議会は、教科書目録に記載された著作教科書及び一般図書について、十分に調査研究を行うこと。」

5ページに移ります。「（2）学習実態」、「特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級においては、障害の種別や程度によって個々の児童生徒の学習実態が大きく異なるため、審議会は各学校の当該児童生徒の学習実態に基づいた教科書の報告を各学校長に求めること。」

「3 基本方針に基づき、すべての教科書の調査研究の結果と横浜が目指す子供の姿との関連を慎重に審議し、市立学校で使用するにあたり、ふさわしい教科

書の採択ができるように、相互の関連について明確にすること。」

「4 基本方針に示された採択の観点に沿って教育委員会で審議することができるよう、審議結果を答申としてまとめること。併せて、審議会において調査研究した報告書を添付すること。」説明は以上です。よろしくお願いいたします。

鯉渕教育長 所管課から説明が終了しましたが、何か御意見・御質問等ございますか。
特になければ、教委第8号議案については、原案のとおり承認いただいでよろしいですか。

各委員 <了 承>

鯉渕教育長 それでは、原案のとおり承認させていただきます。
以上で公開案件の審議が終了いたしました。事務局から報告をお願いします。

片山総務課長 次回の教育委員会臨時会は、5月26日木曜日の午前10時から開催する予定です。また、次回の教育委員会定例会は、6月24日金曜日の午前10時から開催する予定です。

鯉渕教育長 皆さま、よろしいでしょうか。次回の教育委員会臨時会は、5月26日木曜日の午前10時から開催する予定です。また、次回の教育委員会定例会は、6月24日金曜日の午前10時から開催する予定です。別途、通知しますので御確認ください。

次に、非公開案件の審議に移ります。傍聴・報道機関の方は御退席願います。また、関係部長以外の方も退席してください。

<傍聴人及び関係者以外退出>

教委第9号議案「横浜市教科書取扱審議会委員の任命について」
(原案のとおり承認)

教委第10号議案「第18期横浜市文化財保護審議会委員の任命について」
(原案のとおり承認)

鯉渕教育長 本日の案件は以上です。これで、本日の教育委員会定例会を閉会といたします。

[閉会時刻：午前11時49分]